

医療圏域の設定について

1 圏域設定の見直し

(1) 圏域設定に係る課題

地域医療構想を推進するなかで、①超高度救急医療の確保や②中核病院等を中心とした医療提供などの課題がある。

超高度救急医療の確保	医療資源を有効に活用し、例えば、「多発性外傷や広範囲熱傷など高度、特殊な救急医療の提供」は、他の2次保健医療圏域との連携による確保が必要な圏域がある。
医療提供体制の推進	例えば「在宅医療から2次救急医療」などは、中核病院等を中心に、一定の医療圏域で医療提供体制を確保していく必要がある。
医療資源のバランス確保	医療施設(病床など)や医療従事者などの医療資源の地域偏在が、さらに進まないように配慮する必要がある。

(2) 2次保健医療圏域の統合

高度、特殊な救急医療提供については、患者の受診状況など総合的に考慮し、限られた医療資源を有効に活用するため、現行医療圏域で一体的に高度、特殊な救急などの医療提供体制を確保している2次保健医療圏域を広域化し、阪神南圏域と阪神北圏域を、中播磨圏域と西播磨圏域をそれぞれ統合する。(新圏域名案)「阪神」、「播磨姫路」)

なお、広域化した圏域内において医療資源の地域偏在が進まないよう、地域課題や統合前の不足する病床機能も考慮し、地域間の医療資源のバランスの確保を図っていく。

【2次保健医療圏域を統合するメリット】

区分	想定される具体的なメリット
病院再編に伴う医療機能のあり方議論	はりま姫路総合医療センターや県立西宮病院等の再編において、後医療も含めた医療機能について、広域的かつ高度・専門的な医療機能を確保するため、必要な医療機能のあり方など統合した圏域で議論できる。
災害医療体制の確保	想定される南海トラフ地震は、兵庫県南部において甚大な被害が想定されることから、広域的な災害に対する医療体制を整備する必要があるため、圏域を広域化することにより、高度急性期機能のバックアップなど災害時に必要な体制を一体的に議論できる。

(3) サブ圏域の指定

統合する2次保健医療圏域において、「圏域内で、中核病院等を中心とした一定の医療圏を構成している区域」を、「サブ圏域」として指定し、県として当該圏域の取組みを支援する。

サブ圏域の定義	統合する2次保健医療圏域内で、中核病院等(※1)を中心とした救急医療から在宅医療まで対応できる一定の医療圏(※2)を構成している区域 ※1:公立・公的病院など政策医療を行う病院 ※2:住民の行動範囲や医療受療範囲 等
サブ圏域の認定	圏域健康福祉推進協議会で、2次保健医療圏域内に一定の医療圏をサブ圏域として認定し、医療審議会で、サブ圏域とその取組を認定する。
推進方策の記載	地域の意見を踏まえ指定していく必要があることから、 <u>圏域版策定時(2018年10月頃)に、サブ圏域の課題と推進方策を記載する。</u>
サブ圏域指定効果	サブ圏域における課題と推進方策を保健医療計画に記載することで、 ①中核病院を中心とした医療提供確保の取組みや ②当該圏域での医療資源偏在解消に向けた取組み を推進させる。 (病院再編時の地域医療確保に向けた支援、病床配分時の地域で不足する医療機能の確保等)

【想定されるサブ圏域案】

「西播磨圏域」のうち「赤穂市、相生市、上郡町、佐用町」は、赤穂市民病院等を中心に患者動態がまとまった医療圏を構成していることから、「赤穂サブ圏域」として想定
「阪神北圏域」は、公立病院群を中心に一定の医療圏を構成していることから、旧圏域を「阪神北サブ圏域」として想定

(4) 丹波圏域の取扱い

丹波圏域は、県立柏原病院と柏原赤十字病院の統合再編により新病院が設置されることとなり、新病院が圏域において担う医療機能や今後の患者動向等を踏まえる必要があることから、次回計画において、この圏域のあり方を検討する。

2 疾病・事業ごとの圏域設定

兵庫県では、疾病・事業ごとの医療提供体制は、2次保健医療圏域にこだわらず、2次保健医療圏域を基本としながらも柔軟な圏域設定を行ってきた。

今回計画においても、地域包括ケアシステムの推進などを踏まえ、在宅医療圏域を新たに設定するとともに、疾病・事業分野ごとに圏域状況を確認し、柔軟な圏域設定を行う。

(1) 在宅医療圏域の設定【今回設定】

国計画指針を踏まえ、本県では郡市医師会単位に取組みを推進していることから、住み慣れた地域で、退院支援から日常の療養支援、急変時の対応、看取りまでを、介護と一体的に切れ目なく提供する体制を確保するため、郡市区医師会単位の地域の資源※などに応じて在宅医療圏域（40 圏域）を設定する。※地域包括ケア病床の配置や病院との連携状況等地域の資源を踏まえ設定

(2) 精神疾患、精神初期救急圏域の設定【今回設定】

国計画指針を踏まえ、精神疾患の医療提供体制について、精神科医療機関の資源などを踏まえ新2次保健医療圏域を基本に8 圏域設定するとともに、身近な地域で初期救急が受けられるよう輪番体制等による初期救急医療圏域（7 圏域）を設定する。

【疾病・事業ごとの圏域設定状況】

疾病・事業		設定の考え方	今回の設定	圏域数
救急医療	2次救急	2次救急輪番体制毎に、2次医療を確保できる圏域を設定	前回と変更なし	12→13 圏域
	3次救急	救命救急センター等を中心に、3次医療を確保できる圏域を設定		7 圏域
小児救急医療	2次小児救急輪番体制に設定	前回と変更なし		11 圏域
	連携圏域			小児地域医療センターを踏まえ設定
周産期医療	周産期医療システムの地域周産期母子医療センターを踏まえ設定	前回と変更なし		7 圏域
災害医療	地域災害対策本部毎に設定			10 圏域
へき地医療	医療資源を踏まえ、へき地圏域を設定			4 圏域
がん・糖尿病	身近な医療体制を継続し、現2次保健医療圏域に設定			10 圏域
心疾患・脳卒中	身近な医療体制を継続し、現2次保健医療圏域を基本に阪神北と丹波は連携			9 圏域
精神疾患	医療資源を踏まえ、新2次保健医療圏域で設定	今回設定		設定なし→8 圏域
	初期救急		初期救急輪番体制毎に、初期救急医療を確保できる圏域を設定	設定なし→7 圏域
	二次救急	2次救急輪番体制毎に、2次救急医療を確保できる圏域を設定	前回と変更なし	5 圏域
在宅医療	郡市区医師会単位毎に、在宅医療提供体制を確保できる圏域を設定	今回設定	設定なし→40 圏域	